

安全対策基礎データ

キルギス共和国

● 犯罪発生状況、防犯対策

1 キルギス国内における犯罪発生件数は、統計上年間約3万件とされています。日本国内の発生件数に比べ、殺人は約3.7倍※、強盗は約17倍※、強姦（強制性交）は約3.3倍※発生しています。実際には届出がなされていない事件も多いことから、犯罪件数は更に多いものと考えられます。また、外国人が凶悪犯罪の被害者となるケースも多々見られます。特に公共交通機関やバザールでのスリ、路上での強盗や置き引き、官憲による賄賂の要求、身代金目的等による誘拐等、金品を目的とした犯罪に日本人が巻き込まれる可能性は高く、十分に注意する必要があります。

※キルギス共和国全国統計委員会公表データ「2021年犯罪登録数」および日本国警察庁「令和2年警察白書」公表データ「令和元年における組織犯罪の情勢」より人口10万人あたりの件数を算出。

2 日本人の犯罪被害での過去の事例は次のとおりです。

（1）強盗

○深夜、宿泊所前の路上において、後ろから追いかけてきた3人組の男に拳銃のようなものを突きつけられ、現金やデジタルカメラを強奪される。

○夕刻、宿泊所前の路上において後方から3～4人組の男に鈍器で殴打され、現金、パスポート、電子機器等を強奪される。

○深夜、自宅アパート前において、男女3人組から声をかけられ、肩に掛けていたカバンの強奪未遂に遭う。

○正午、イシク・クル州山中において、自転車旅行者が石を投げられ首を絞められる暴行を受け、携帯電話を強奪される。

（2）窃盗

ア バザール内

○夕方、首都ビシュケク市内のオシュバザールを散策中、ショルダーバッグを開けられ、携帯電話を盗まれる。

○夕方、ビシュケク市内のオシュバザールで警察官から職務質問を受け、同バザール内の警察官詰所において所持品検査を受けた際、現金を抜き取られる。

○夕方、ビシュケク市内のオシュバザールで買い物中、人混みの中で3～4名の男がぶつかってきて、肩からかけていたポーチを開けられ、財布を盗まれる。※類似事案連続5件発生。

イ その他市内

○夕方～夜、ビシュケク市内バスターミナル内で警察官から職務質問を受け、同ターミナル

内の警察官詰所内において所持品検査を受けた際、現金を抜き取られる。

○午前中、ビシュケク市内中心部の公園で飲食していた際、ポケット内に入れてあった財布と旅券をひったくられる。

○夕方、バスで移動中に背負っていたバックパックのファスナーを開けられ、現金やクレジットカードを盗まれる。

3 キルギスでは、犯罪等の被害に遭わないために次のことに注意してください。

(1) 一般的防犯対策(安全対策3原則)ア 目立たない・服装、所持品、アクセサリ等、必要以上に華美なもの避ける。

・女性は、夏場の服装に注意する(過度に肌を露出させない)。

・銀行や両替所の周辺路上において、むやみに財布や現金を取り出さない。一度に高額を両替しない。バザールやバスターミナル等で高額紙幣を使用しない。

イ 用心を怠らない

・できる限り単独行動を避け、キルギス語またはロシア語を理解し、信頼の置ける人と行動を共にする。見知らぬ人物には、絶対について行かない。

・デモや集会が行われている場所には絶対に近付かない。デモ隊と遭遇した場合、直ちにその場から離れる。

・夜間、いかがわしい場所、暗がりや人通りの少ない場所等、一般的に危険とされる場所や少しでも危険とを感じる場所には近付かない。24時間営業の飲食店への深夜の入店を避ける(※2021年、ビシュケク市内中心部で発砲事件発生)。

・ホテル、自宅、車両等の施錠を必ず確認する。来訪者がある場合、相手を必ず確認する。

・バスや乗り合いタクシー(マルシュルートカ)の中、バザール、バスターミナル等の人混みでは、スリ被害に遭わないよう、手荷物を常に確認できる位置(体の前面)に持って、気を配る。

ウ 行動を予知されない

・通勤・通学、買い物の際、道順や時間帯がパターン化しないよう注意する。できる限り行動様式を固定化しないようにすることが望ましい。(2) 外出・帰宅時の防犯対策

外出する際は、玄関ドアの覗き窓から外の状況を十分に確かめること、また、帰宅時は、自分の後を付けてくる者がいないか、階段やエレベーター付近に潜んでいる者がいないかなどを確認することが大切です。

キルギスでは「行政責任に関するキルギス共和国の法律」により、公共の場(路上、スタジアム、公園、マンションの中庭、公共交通機関内、その他公共の場所)における飲酒が禁止されています。同法に違反した場合、最大1,000ソムの罰金を科されますので、注意してください。

4 官憲等(偽の警察官を含む)による賄賂要求、窃盗事案

(1) 事案概要

キルギスでは、官憲等（偽の警察官を含む）による現金抜き取りや賄賂要求といったトラブルが多く、特に、バザール、バスターミナル等の人が多く集まる場所において、旅券の確認を口実に職務質問を行い、所持品検査時に財布等から現金を抜き取る事案が確認されています。キルギスでは法令により、警察官等が所持品検査を行う際には、複数人で行うことが義務付けられていますので、単独行動をしている警察官に所持品検査を求められた場合には注意してください。

また、私服警察官から職務質問を受けることがありますので、このような場合には、必ず相手方に身分証の提示を求め、記載内容を確認してください。過去に、身分証の提示を求め、提示を受けたものの、偽警察官だと勘違いし逃げ出したために、警察署に連行されたケースがあります。

(2) トラブル防止対策

官憲等とのトラブルを防止するため、次のことに注意してください。

- ア カメラを首から下げるなど、一見して外国人旅行者と分かる格好は避ける。また、無用に人が大勢集まる場所（バザール、バスターミナル等）に単身で近づかない。
- イ 滞在中は必ず旅券を携帯する（コピーは原則不可）。査証取得等のため、他国の大使館に預ける場合は、必ず預かり証の交付を受け、それを携帯する。
- ウ 警察官らしき人物から声をかけられたときは、まず、相手方に身分証明書の提示を求め、本物の警察官か否かを確認する。
- エ 相手方の要求等が不当であると感じた場合は、安易にこれを受け入れない。この場合、いたずらに相手方を刺激することなく、必要に応じて在キルギス日本国大使館への連絡を要請する。
- オ 緊急時は、大声を出して周囲に助けを求める。

5 交通事情と事故対策

(1) 交通事情

ア キルギスでは交通インフラの整備が著しく遅れています。ビシュケク市内の道路でも、横断歩道やセンターライン等の白線が消えかかり判別しづらいほか、至るところに地盤沈下により陥没した道路、蓋の外れたマンホール、工事現場の穴等が放置されている状況にあり、車両、歩行者ともに通行に際しては十分な注意が必要です。

イ スピード違反、信号無視、無理な追い越しや割り込み等、自動車の運転マナーは劣悪であり、また、歩行者についても、ところ構わず道路を横断しようとするため、交通事故が頻発しています。死亡事故の発生率も高いので、十分に注意が必要です。車両優先社会であるため、道路を横断する場合は、仮に信号が青であっても、周囲の安全を必ず確認してください。

ウ 冬季は、積雪や路面凍結により、冬用タイヤを装着していても滑ることが多く、運転に

は十分な注意を要します。また、凍結した道路をノーマルタイヤやオールシーズンタイヤのまままで走行している車両が多く、安全確保には十分ではありませんので、歩行者、運転者とも、周りの車に十分気をつける必要があります。さらに、冬季は日照時間が短く、朝晩の通勤時間帯が暗いため、車を運転する際、道路を横断する際には確実に安全確認をしてください。

(2) 事故対策

ア キルギスでは、自動車保険の加入率は極めて低く、事故の相手方が保険未加入のため、支払い能力がない場合がほとんどです。車両を運転する場合は、万一来に備え、自動車保険に加入しておくことを強くお勧めします。

イ 交通事故の当事者となった場合は、直ちに交通警察（ゲーオーベーデーデー、旧称ガイー、電話（24 時間対応）：630900 または 630901）に通報し、事故現場への臨場を要請する必要があります。車両は、警察官による現場検証が終了するまで、事故当時の状態のまま動かすことはできませんので、この点につき特に注意が必要です。負傷者がいる場合は、救急車を要請するとともに、救護に当たる必要があります。なお、事故当事者の全ての車両は、交通事故の処理が完了するまで（示談による解決も含む）事故発生場所を管轄する交通警察に保管されます（車両を引き取る際、保管された日数分の保管料を支払うこととなります）。

ウ 交通事故発生時は、後の司法手続きや自動車保険の手続き等に備えて、次の事項について確実に記録しておく必要があります。

○発生日時及び場所

○相手方当事者の氏名、職業、住所、連絡先（自宅及び勤務先）、車種、車両のナンバー及び進行経路

○事故目撃者の氏名、連絡先

○現場検証を実施した交通警察官の所属、氏名等

特に、相手側が信号無視であった場合等には、それを証言してくれる目撃者を複数人確保するなど、自己の正当性を担保しておく必要があります。

また、可能な限り現場の状況、双方の車両破損状況等を写真撮影しておくこと、早期に保険会社に連絡して鑑定人の臨場を要請することをお勧めします。

6 テロ・誘拐

テロ・誘拐については、テロ・誘拐情勢 (https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcterror_265.html) をご確認ください。

※ 在留邦人向け安全の手引き

在キルギス日本国大使館が在留邦人向けに作成した「安全の手引き」(<https://www.kg.emb-japan.go.jp/information/anzen-tebiki2018.pdf>) もご参照ください。

● 査証、出入国審査等

(手続きや規則に関する最新の情報については、駐日キルギス共和国大使館(電話: 03-6453-8277)等に確認してください。)

1 査証及び滞在登録について

(1) キルギスの査証の種類

キルギスには査証が13種類(※1)あります。日本人はキルギスに入国する際、滞在期間が60日以内であれば査証は不要ですが、60日を越える場合は、駐日キルギス共和国大使館等であらかじめいずれかの査証の発給を受ける必要があります。

(※1) 外交、公用、投資、労働、教育(留学)、ビジネス、運転手、個人(親族・知人訪問、キルギス人との婚姻登録、難民申請等)、観光、宗教、家族、トランジット、出国

(2) 入国査証と滞在査証

キルギスには、入国するための査証と入国後に滞在するための査証があります。入国査証は、「出国」を除く上記のいずれかのうち適切な種類が発給されます。通常、入国査証の滞在期限は90日以内のものが多く注意が必要です。入国査証の滞在期限を超えてキルギスに滞在する場合は、同査証の期限が切れる前に、キルギス外務省領事局に滞在査証を電子申請(参考URL: http://www.evisa.e-gov.kg/get_information.php?ing=en)する必要があります。この場合、査証の種類を変更するか、あるいは延長する必要がありますが、延長可能な査証は6種類(※2)に限られています。

(※2) 外交、公用、労働、教育(留学)、個人(キルギス人との婚姻登録、難民申請)、家族

なお、「査証なし」で入国した場合は、労働、教育(留学)を除きキルギス滞在中に査証を申請することができません。労働、教育(留学)は入国後50日以内であれば申請できますが、その他の査証は、一度国外に出国(日本または隣国)し、必要な入国査証を取得します。キルギスに再度入国し、滞在査証を申請する必要があります。

「労働」の入国査証で入国し、「労働」の滞在査証を申請する場合、入国後にキルギス入国管理局宛に「労働許可証」を申請、取得する必要がありますので注意してください。

(3) 査証の有効期限

査証の有効期限を超えてキルギスに滞在した場合(査証なしで入国後、60日を越えた場合を含む)所定の手続き、手数料の支払いを行わなければキルギスから出国できませんので、注意してください。

(4) 滞在登録について

キルギスに60日を越えて滞在する場合は、入国後5日以内(5労働日)に滞在登録を実施する必要があります。同登録は、滞在地を管轄する国家登録庁附属住民・戸籍簿登録局で実施してください。

2 出入国時の注意事項

(1) 現金等の持出し、持込み

外貨の持出し及び持込みについては、総額が10,000米ドル相当額以上は申告書（ロシア語または英語）の提出が必要となります。また、外貨以外の持込み及び持出しには、アルコール2リットル、たばこ200本までといった制限があります。

(2) その他禁止されている物

持込み及び持出しが禁止されている物としては、武器及び弾薬、爆発物、麻薬及び向精神薬（吸引器具を含む）、毒劇物のほか、キルギスの政治的・経済的利益、国家の安全、社会的秩序、国民の健康及び公序良俗に影響を与えるおそれのある出版物、絵画等、その他、国際的な取り決め及び国内法で輸出入が禁止された物等があります。

3 キルギスでは各種法律や制度等が頻繁に変更される上、変更内容が関係機関全てに周知徹底されていない場合が多いため、出入国時等に、空港職員や国境警備隊員との間で若干のトラブルが発生する可能性があります。

また、空港職員や国境警備隊員は、ロシア語またはキルギス語以外の言語をほとんど理解しませんので注意が必要です。

● 滞在時の留意事項

1 外国査証取得時の注意事項

キルギス滞在中に、同国に所在する各国大使館等で外国査証の申請を行う場合、国によっては、旅行者等の短期滞在者からの申請を受け付けないことがありますので、注意してください。

2 両替所では米ドル、ユーロ等から現地通貨への交換が可能ですが、日本円からの両替はできません。また、トラベラーズチェックの使用はできません。あらかじめ必要な額の米ドル、ユーロ等を用意しておく必要があります。

3 大統領府等の政府施設、軍事・治安関係施設、国境地帯、空港等における写真撮影は厳に禁止されています。実際に写真撮影を理由として身柄拘束された事案も発生しています。また、無用のトラブルを避けるためにも、軍関係者、警察官、国境警備隊員等は撮影しないこと、市場や街頭等においても相手方等が拒否の態度を示した場合は直ちに撮影を中止することが重要です。

4 キルギスに3か月以上滞在する方は、緊急時の連絡等に必要ですので、到着後遅滞なく在キルギス日本国大使館に「在留届」を提出してください。また、住所その他届出事項に変

更が生じたとき、または日本への帰国や他国に転居する（一時的な旅行を除く）際には、必ずその旨を届け出てください。在留届の届出は、在留届電子届出システム（オンライン在留届、<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>）による登録をお願いします。

5 在留届の提出義務のない3か月未満の短期渡航者の方（海外旅行者・出張者を含む）は、「たびレジ」への登録をお願いします（<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>）。「たびレジ」は、滞在先の最新の安全情報等を日本語のメールで受け取れる外務省のサービスです。登録した情報は、キルギスで事件や事故、自然災害等が発生した際に、在キルギス日本国大使館が安否確認を行う際にも利用されます。安全情報の受け取り先として、家族・同僚等のメールアドレスも追加登録できますので、併せてご活用ください。

● 風俗、習慣、健康等

1 夏季は、気温の上昇に伴い食中毒が増加します。街頭で販売される飲み物、アイスクリーム、ハンバーガー、骨付きの鶏肉等は、衛生管理が不十分なものが多いので注意が必要です。また、例年、夏季にはキノコによる食中毒が発生し、死者が出る場合もあります。なお、スーパー等で販売している商品が傷んでいる場合もありますので、購入の際は十分注意してください。

2 トルコからキルギスを経てインドに至る地域は「炭疽ベルト」と呼ばれています。炭疽菌は、感染した動物の毛皮や肉に触れることでヒトにも感染します。肉を食べる際は、十分に加熱されていることを確認してから食べる必要があります。

3 ホテルや住居の水道水は、石灰質の成分を多く含んでいるため、歯磨き程度であれば問題ありませんが、飲用には煮沸したものか、市販のミネラルウォーターを利用することをお勧めします。

4 衛生的にも技術的にも、十分な水準にある医療施設は極めて少ない状況にあります。短期の滞在予定であっても、緊急移送サービス（日本まで搬送する場合、上限1,000万円程度では大幅に不足するため、無制限が望ましい）の付加された十分な補償内容の海外旅行保険に加入しておくことをお勧めします。また、風邪薬、胃腸薬、下痢止め等の医薬品は、日本から持参することをお勧めします。

5 新型コロナウイルスに関する感染症危険情報が発出されていますので、外務省ホームページ等を通じて動向を注視してください。

6 医務官情報

「世界の医療事情」(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/europe/kyrgyz.html>)において、キルギス国内の衛生・医療事情等を案内していますので、渡航前には必ずご覧ください。

その他、必要な予防接種等については、次の厚生労働省検疫所ホームページを参考にしてください。

<http://www.forth.go.jp/>

7 医薬品の持込み、持出し

医療用麻薬を含む医薬品の携帯による持込み、持出しの手続きについては厚生労働省の次のホームページをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/yakubuturanyou/index_00005.html

● 緊急時の連絡先

◎消防：電話 101

◎警察：電話 102

◎救急：電話 103

◎在キルギス日本国大使館：電話（市外局番+996(312) 375515

（問い合わせ先）

○外務省領事サービスセンター

住所：東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話：（外務省代表）03-3580-3311（内線）2902、2903

（外務省関係課室連絡先）

○領事局海外邦人安全課（テロ・誘拐関連を除く）（内線）2853

○領事局邦人テロ対策室（テロ・誘拐関連）（内線）3047

○領事局政策課（感染症関連）（内線）4475

○外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>（PC版・スマートフォン版）

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html>（モバイル版）

(現地公館連絡先)

○在キルギス日本国大使館

住所 : 35/1Tasykent St.、 Bishkek、 720014、 Kyrgyz Republic

電話 : (市外局番 312) 375515

国外からは (国番号 996) 312-375515

ファックス : (市外局番 312) 375518

国外からは (国番号 996) 312-375518

ホームページ : https://www.kg.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html